

令和3年4月1日から

建設リサイクル法に基づく届出が

電子申込システムで提出可能になりました！

24時間

申請可能となります

豊中市役所建築安全課の窓口

まで行く必要がありません

発注者・自主施工者・代理者



豊中市電子申込システムから内容を入力し、添付図書と合わせて送付



届出受領完了メール及びID・パスワードを発行
ID・パスワードにて豊中市電子申込システムにログインし、届出済み証を発行



※窓口での申請は継続して対応しております。

※申請は24時間可能ですが、閉庁時又は開庁時間外に電子申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手日の7日前までになるよう、電子申請での手続きを行ってください。

※建設リサイクル法第11条に基づく通知等（国の機関、地方公共団体等）については、電子申請で受け付けておりませんので、ご注意ください。

詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部

建築安全課

TEL：06-6858-2429

電子申請による届出について

■申請期限

工事着手日の7日前までに申請を行ってください。

※申請は24時間可能ですが、閉庁時又は閉庁時間外に電子申請を行う場合は、次の閉庁日が工事着手日の7日前までになるよう、電子申請での手続きを行ってください。

■申請に必要な書類

届出書の表紙の内容は電子申請システムに直接入力していただくため、以下の書類をご準備ください。

- 計画表（別表1～3で対応するもののみ）
- 位置図
- 図面又は写真
- 工程表
- 委任状 ※1

※届け出に係る様式等は豊中市ホームページからダウンロードできます。

「豊中市ホームページ」→「まちづくり・環境」→「開発・建築」→「建設リサイクル法について」

※1 本人以外の申請の場合のみ、添付してください。

申請の流れ

- 1、申請ページから届出書に必要な事項を入力し、添付書類の電子データのアップロードを行い、申請をしてください。
「豊中市ホームページ」→「暮らし手続き」→「電子サービス」
→「申込手続き等」→「電子申込システム」
- 2、申請が完了しましたら、登録時に設定されたメールアドレスへID及びパスワードが送付されます。
※このID及びパスワードは職員による受付処理後の届出済み証の発行時に必要になりますので大切に保存してください。
- 3、当市の担当職員による受付作業後、登録時に設定されたメールアドレスへ届出書の受理完了メールが送付されます。受理完了メールを受信しましたら、メールにあるURLから豊中市電子申込システムを開き、申請完了時に送付されたID・パスワードを使い、ログインしてください。ログイン後、届出済み証及び届出書PDFデータをダウンロードし、保存してください。届出済み証を印刷し、工事施工者様にお渡しいただき、工事現場に掲示する建設業の許可票もしくは、解体工事業者登録票の余白スペースに張り付けてください。届出書PDFデータについては、大切に保管していただきますようお願いいたします。